

そういう点につきましては注意もし、また自動車局がセンターに対しまして要請いたしておりますのも同様のこととござりますので、ひとつ御安心いただきたいと思います。

○永井委員 今度つくる施設における治療、養護という問題でありますけれども、これはいままで二重給付ではないかという問題が提起をされてきているわけですね。これに対して、厚生省側は、施設における治療、養護は金銭給付から現物給付にかわるものだという基本的な見解を答弁として明らかにしているわけですが、また一方で大蔵省の方は、不特定多数を対象としたたとえば火災保険での滞留金で消防署への消防車の寄贈、

こういうもののなどを例示として答弁の中で述べておられます。私は、不特定多数を対象としたそういう消防車の寄贈などと全然問題の次元が違う。今度の場合はこの施設に入る人は特定の人でありますしするのでありますから、これらと同一に論すべきでない、このように考えるわけであります。仮に給付するとしても本来は厚生省において行うべきものではないのかというふうに考るわけであります。

いずれにいたしましても、この二重給付ではないかという疑問に對して、今までの委員会の質疑を通しては必ずしもその答弁の中で明確になつてない、このように考えますので、これについてひとつ法的な見解を大臣の方から明らかにしてもらいたいと思います。

○塩川國務大臣 この問題につきましては、しばしば御質問もございましたし、私の方からも明確にお答えさせていただいたつもりでございますが、要するに見解の相違というのが根底にございまして、その点につきましては、確かに解決はしておらないのでございますが、私たち二重給付という考え方は全然しておりませんで、先日も申し上げましたように、滞留資金の運用によるところの運用益のいわば使途の一つとして選択したことでございます。でございますから、二重給付と

いう考え方には立つております。

それともう一つは、特定の給付という言葉が御質問の中にございましたが、われわれもこれをあげて狭義で申しまして特定とは思っておらないのでございまして、いわば対象になる人がごく少數でござりますだけに、見方によりましては特定といふ判断もつくかもわからぬと思います。けれども、私たちがあらかじめ予想した方を収容するというのではなくして、そういう病気の状態になつておる方と、いうものを対象にいたしておるのでございまして、その点につきましては、われわれも、その入所について特定的な扱いがされるようなことがないようにならなければならぬと思うております。

それからなお、この資金の使途についての裏づけでございますけれども、自動車損害賠償責任保険審議会というのがございまして、この審議会におきまして、滞留資金の運用益については、保険収支の改善に充てるほか「救急医療体制の整備、交通事故防止対策等」云々とございまして、そういうふうな面に活用すべきであるという意見書が付されております。ここで救急医療体制につきましては、これが該当するかどうかということについて行うべきものではないのかというふうに考るわけであります。

いつれにいたしましても、この二重給付ではないかという疑問に對して、今までの委員会の質疑を通しては必ずしもその答弁の中で明確になつてない、このように考えますので、これについてひとつ法的な見解を大臣の方から明らかにしてもらいたいと思います。

○永井委員 大臣は、運用益の使途について、決して二重給付ではない、審議会の意見書にもそういふ答申が出ているという御意見を言われているわけでありますけれども、しかし、その施設に受け入れられる人、この人は収容されるまでに損害賠償額を給付されているわけですね。給付されておつて、入った人がそれが現物給付であつてもそこまで給付されるということは、これはどう解釈してみても法的には二重給付の疑いがあるということ

を私は言わざるを得ないと思うのですね。

そうして、いまこの運用益の問題で答弁をされ

ませんので、再度その辺のところを御答弁願います。

○塩川國務大臣 運用益の活用につきましては、将来長い期間にわたりましても永遠に検討しなければならぬ問題だと思つております。仰せのよ

う一つの方法であろうと思つております。しかしながら一概に、現在の自動車保険の制度そのものか

もされているわけですね。だから、基本的に契約者へ還元すべきものだと考へるという答弁

もされているわけですね。だから、基本的に契約者へ還元すべきものだと考へるという答弁

もされるとするなら、その基本を曲げて他の目的に使

うというのは本来の筋道ではないと私は考へるの

ですね。

この自賠責保険の運用益というのは、これも質問の中で明らかになつてきたわけであります。

この自賠責保険の運用益といふのは、これも質

問の中で明らかになつてきたわけであります。

この自賠責保険の運用益といふのは、これも質

問の中で明らかになつてきたわけであります。

さしつけ、滞留しております資金の運用益、い

わば孫利子的なもの、この運用につきましては保

険の利用者にどのように還元するかということにつきまして、選択の一つといたしまして私たちは

こうすることを決定したようなことでございま

す。これは私たちから申しますならば、一方にお

ける二つにこたえる一つの方法と信じましてこ

のよろしい措置をしたことでござりますので、御理

解をしていただきたい。

しかし、だからと言つて今後ともこういうこと

が最良であるということはわれわれも言つておる

のではございませんで、いろいろな活用方法があ

るだろうから、その活用方法については今後とも

検討は続けていかなければならぬ、これは申して

おるとおりでござります。

○永井委員 いま大臣も、この還元の方法はいろ

いろ検討していかざるを得ないだろうという御答

弁であります、たとえばいま言われております

審議会に、これらの滞留金の運用益について還元

の方法をさらに検討してもらうという意味で大臣

の方から改めて諸問題をされる意思があるかどうか

か、これをひとつお聞きいたします。

○塩川國務大臣 これは運輸省の所管じゃございませんで、大蔵大臣の諮問機関でござりますので、

大蔵大臣にも永井議員からそういう御質問があつたということをお伝えいたします。

○永井委員 もう一つこの問題に関連して私の考え方を申し上げるわけありますけれども、いま大臣が言われておりますように、ニーズにこたえていく、私はこれは必要なことだと思うのです。ですから、この施設がつくられて、そこに五十名程度のそういう重度後遺障害者の方が収容される、私はこのことが決して間違いだとも思つていませんし、そのことが一つのニーズにこたえていくということであろうと思うのですが、本来のあり方として、繰り返して言いますけれども交通事故に遭われた被害者であるからということで二重給付の疑いがあると私たちは言つておるのであります。が、自賠責の保険の金を使って特別の施設をつくることが本当の正しい姿だらうか。本来なら全体の厚生行政の中で対応すべきことであつて、そういうものが幾つも幾つも国の施策としてできることは望ましいことでありますので、そういう意味で私は執拗に質問しておりますので、その点はあえてここでもう一度申し上げておきたいと思います。

その次に、適性診断の問題について質問をいたしますが、この自動車事故対策センターが行う適性診断ということは、今までのこれも質問の中で明らかになつてきておるのであります。現在自家用自動車運転者に対する法の運用によつて行つて、こういうのが実態なんですね。この前のこの自動車事故対策センター法が成立しましたときの附帯決議の中にもこのことが触れられてゐるわけであります、現在の受診率は全体の五%弱ということがなつてゐるわけですね。受診率が全体の五%弱ということになつてしまります。あるいはなぜ受診をしないのかという問題も出てまいります。当然この適性診断ということが交通事故を減少させるために必要なことである、こう考えるのであれば、適性診断を受ける受診率というものがもつと高まるような行政の指導といふものがなければ

</

などについて明らかにして、早い機会にこの委員会に報告ができるようにしてもらいたいと思いますが、どうでございましょうか。

自動車事故対策センターの将来の時

○永井委員 次に、重度後遺障害者の対策というのには、先ほども私ちょっと指摘したのであります
が、現在、各行政機関別に行われているというの
が実態なんですね。たとえば、労災で重度後遺障
害者になつた人は、労災病院ができるだけそれを
扱つていくとか、今度のように事故対策センター
の中で一つのそういう施設をつくつて、そこに交
通事故の関係者を収容していくとか。こうなつて
いきますと、医療行政そのものがてんでんばらば
らになつてしまふ、このように考えるのであります。
す。

現在もばらばらになつてゐるというそりを免
れることはできないと私は思うのであります
が、そうなりますと、患者やその家族にとつてはきわ
めて不都合だと言わざるを得ないわけですね。原
因がどうであれ、當時の介護を必要とする生活困
窮者やあるいはいわゆる植物状態にある患者に対
して十分な介護、医療あるいはリハビリ、こうい
うものを確保することによつて家族の肉体的ある
いは精神的あるいは経済的な負担を軽減すること
が必要だと思うのであります。早急に総合的かつ
一元的な政策というものを確立すべきだと私は考
えるのであります、どうでありますか。

○塩川國務大臣 仰せのとおりでございまして、
私たちも、今回この施設をつくりますにつきまし
ては今後厚生省並びに医療関係機関と十分密接な
連絡をとつて、将来におけるこの種の患者の方々々
に対する対策の一つの大きい試金石ともいたしました
いと思つておるのでござります。

つきましては、従来一般の医療施設におきまして交通事故による、それに原因するいわゆる植物

人間的な方とそれ以外の方いろいろございましたが、なかなかその施設は国全体としても十分には行き届いておらない。そこで、せめても自動車による事故でこうなられた方々の救済をと、特に医療そのものよりも家族の方々の救済と申しまして

ようか、そういうことを重点に考えたのでござります。しかし、これは今後おきます医療体系の中、こういう施設というものは非常に重要な一つの企画になつてきておると思っております。ですからこれを私たち一つの体験といたしまして、今後各省庁あるいは機関と十分な連絡をとつて、その上で重度障害者対策全般についての方等にも積極的に自分らで果たせる分野においてその役割りを果たしてまいりたいと思っております。

○赤井委員 いま運輸大臣からそういう御答申をいただいたのであります、医療行政に直接携わる厚生省の側からひとつこの問題についてのこれらの対応の仕方をお答えいただけますか。

○柳沢説明員 先生仰せのとおり、自動車事故で起因いたしまして、十分な介護、医療、リハビリテーションというものにつきましては非常に必要なことでございますので、厚生省といいたしましても、植物状態と申しますか、重度意識障害者の予防あるいは治療、リハビリテーションといったようなものに至るまで、現在やつております各般の施策につきまして今後とも拡充強化を図ることによりまして対応してまいりたいと存じております。

○永井委員 厚生省に私再度お伺いするわけであります。運輸大臣の方は、そのように全般的に扱うように各省庁と連絡を密にして対応していくべきで、こう答えておられるわけであります。私は何回も繰り返すことであります。そういう難病患者に対する対策といいますか、重度後遺障害者、原因はどうであれ、國民の中には多數のそういう対象者がいるわけでありますので、本来でありますと、運輸省が事故対策センター法の一部を改正してまでこういう施設をつくる必要がないほど厚生行政の中

で対応を先駆けて行うべきが本来の厚生省の姿だ
と思うのであります。そういう立場を含めて私は
質問しておりますので、厚生省、もう一回答えて
ください。

になつた人につきましてはもちろんでございますけれども、その発生の予防等につきましてこれまで重要なことであろうと考えております。したがいまして、厚生省としては、予防からリハビリに至るまで各般の現在進めております事業をさらに強化してまいりたいと存じております。

○永井委員 強化してまいりたいということで、なかなか具体的なことは出てまいりませんが、私は、もつともっと積極的に施策を講じて、本来なら運輸大臣が御心配なさらぬで済むようなことで厚生省はやるべきだと思いますので、このことを強く申し上げておきます。

その次に、現行の自賠責保険の支払い限度額の問題であります。この前実施されてから三年近く

たつて いるわけですね。現在の経済情勢、生活状態、こういう諸般の情勢から考えまして、自賠償保険の支払い限度額をさらに引き上げていくことが私は必要だと思うのであります。そういう立場での検討あるいはこれから対策をお聞かせください。

○塙国務大臣 御承知のように、昭和五十三年七月に限度額を改正いたしまして、死亡については従来の千五百万から二千万円に引き上げさせていただき、傷害につきましては百万円から百二十

万円に改正をしたのでござります。またさらに本年五月一日から支払い基準を改定いたしております。そういうふうに被害者救済の充実を図つてまいりますが、今後保険金の限度額の引き上げ等につきましては、いろいろな条件はどうぞいましてよろしくお聞きしますところの賠償水準といふ問題がござりますし、「一番目には物価賃金の水準の推移も検討の材料にしなければならぬ」と思ひますし、それから他の損害賠償制度における賠償水準がどのように変わっていくかといふ

ことでござりますとか、保険収支の状況、こういうものを勘案いたしまして、要するに被害者の保護に欠けることのないよう現実に即した賠償が行われるように検討しなければならぬだろうと思つております。

○永井委員 最前から何回も触れておることであります。一般医療機関や労災病院においては、言葉が適切でないと私は気にしながら申し上げておるのであります。いわゆる植物人間についての治療手段がないとして退院を強要されるケースが多く見受けられるわけであります。そういう話もすいぶん持ち込まれてくるわけであります。しかし植物状態になつたとしてもその患者を入院させることは本来医療行政の基本的な態度でなければいかぬ、このように考えるわけであります。したがつていわゆる植物状態になつた患者を入院させることが非常にむずかしい、不可能に近いといふ現状から考えますと、これらの重度障害者の救濟のために一般医療機関や労災病院においても

これを治療あるいは介護ができるよう現行の医療体制をさらに具体的に充実していくべきではないかと考えるのであります。これについて厚生省いかがでございましょうか。

○水田説明員 お答え申し上げます。

私どもは、医療行政を進めるに当たりまして、まず植物状態に陥らないように最善の治療を尽し得る、いわゆる脳神経外科の専門家が常駐している、救命救急という高度の医療設備を持つた基幹的病院の整備を現在も進めておりますし、それ

のネットワークを拡大していくことに努めてまいりたいと幸にして植物状態になられた方につきましては医療のケアを要する限り適正な医療が行われますように今後とも御指摘の方向で努力してまいりたいと考えておる次第でござります。

○永井委員 労災病院を持つていらっしゃる労働省の方はどうでございましょうか。

○小田切説明員 御承知のように、労災病院は労災保険事業の一環として設けられているわけでござ

ざいますが、病院でございますから、労働災害の被災者の方々以外の一般の方も現に相当数受け入れて治療しているわけでございます。いずれにしましても、労災病院本来の性格からいたしまして外科部門それからリハビリ部門に特色があるわけございますが、そういう方面が得手であるわけでございますが、今後とも私ども、そういう労災病院の特色をより生かせる方向で労災病院の充実を図つてまいりたいと考えておりますが、当然その中で地域等の御要請があれば、現にいまでもそろでございますが、労災患者以外の一般の方々も相当受け入れる体制にはなっておりません。

○永井委員 次に、重度後遺障害者を身体障害者福祉法の対象とすべきではないかという質問もございました。私もそのように思うのであります。が、現在身体障害者福祉審議会において検討中だと聞いているのでありますけれども、速やかに結論を出して法の対象とするようにできないか、してもらいたい。あわせて、身体障害者療護施設へ入所でいることも具体的な措置としてやつてもらいたい、こう考えるのであります。厚生省、いかがございましょう。

○池堂説明員 先生の御指摘の点につきまして

は、先ほど先生からも御指摘がございましたよ

うに、身体障害者福祉審議会において現在検討しておるわけでございますが、その中間意見が六月末に、最終意見が十二月に出されることになつております。それらの意見が出た段階において検討しましてまいりたい、かように考えております。

○永井委員 次に、重度後遺障害者数ですね。運

輸省の把握している実態というものは、この前私

の質問で明らかにされたわけであります、その

総数が四百四十四名というふうにお聞きをいたし

ました。これらは本人からの介護料の受給の申

出に基づいたものであるということになつていて

わけでありますが、具体的な実数というのは調べ

ればもつと上回っていると私は思うのです。四百

四十四名ではない、もつと上回っているだろう、

このように推定しているわけであります、自動

車事故による重度後遺障害者数だけではなくて、他の要因による重度障害者についてもその実数を把握すべきではないか。実数を把握しないと、これに対応する具対策もなかなか実態に合つたような内容で企画することができない、こう思うのでありますが、これについて運輸省そして厚生省、

それぞれ簡単にお答え願いたいと思います。

○飯島政府委員 現在、自動車事故による脳損傷を受けて重度の後遺障害を残して常時介護を要する者のうち、一定の要件に該当する者については

先生のお話にありましたとおり介護料の支給を行つております。この対象者の分布状況はすでに

明らかになつております。全体の姿をつかんでい

ないのではないかという御指摘でございますが、

警察、その他と連絡を密にいたしておりますが、

大体全体をつかんでおるというふうに考えており

ます。それで受給の希望をお出しになつておる中

で、一定の要件に該当する者について介護料の支

給を行つてゐるという状況でございます。

また、重度脊髄損傷者について今後支給を開始

いたします。かかるべき期間が経過いたしますれば、その分布状況も明らかになると考えておりま

す。

なお、今後必要に応じまして引き続き全国的分

布を把握することといたしたいと考えております。

○柳沢説明員 運輸省が行つておられます介護料

の支給要件に相当する状態にある人のその他の要

因に基づく人の人数につきましては、相當数おる

ということは想像されるわけでございます。これ

についてはすでに学者による全国の患者数の推

計数でありますとか、あるいは最近になりまして、

一部の地方自治体等において特別の施策を実施し

ているそれらの地方自治体において、その施策

を実施する上において把握した数、そういうふうに考

えております。しかしながら、これはぜひとも

御指摘がございました。私どもとしては、本件が

おっしゃるとおり最大の問題であるというふうに

立たまして、重度後遺障害者対策の充実に努めて

まいりたいと考えております。

○飯島政府委員 本療護施設を一日も早く開設し

たいというふうに考えておりますけれども、周到

な準備が必要であることをまた事実でございま

す。なお、この施設の開業までの間につきましては、現在行つております介護料の支給を中心と

いたしまして、重度後遺障害者対策の充実に努めて

まいりたいと考えております。

○永井委員 この施設ができたとして、その入所

者を決める場合、単なる障害度だけでなく被害

者の生活実態あるいは困窮度というものを十分に

参照して、たとえば関東につくられたとすると、

関東の地域だけに限定するのではなくて、一つの

地域に偏重するのではなくて、全国的な視野に立

つて当然この選定をすべきだと思うのであります

が、この選考基準も明らかになつていなか現在、

どういうふうに扱われるのか、これをお聞かせく

ださい。

○飯島政府委員 今回の施設に入つていただく対

存でございます。

○柳沢説明員 お答え願いたいと考えております。

○飯島政府委員 施設の開業は五十八年度からとい

うことになつてゐるわけであります。それまでの間、実際現在たくさんいる重度障害者の方々をどう扱ついくかという問題、これは施設をつくろ

うとつくるまいと日常的に存在する問題であります。しかし二年後にはそういうものができたとして

も、それまでの間、重度障害者の平均寿命からい

くと、できるまで現状のまま放置せざるを得ない

ことになつてゐるわけであります。それまでの間、

間違なく要員の確保ができるめどがついているのかどうなのか、これがまず一つであります。

そして、この療護施設そのものの経営基盤について、現在の運用益がかなりあるといつても、

この施設にすべてをつき込むことはできないはず

でありますので、経営基盤の確立という問題につ

いても十分な成算があるのかどうなのか。この二

点について御答弁願います。

○飯島政府委員 先生を初め当委員会で再三、医

師、看護婦等の施設要員の確保ができるかと、御指摘がございました。私どもとしては、本件が

おっしゃるとおり最大の問題であるというふうに

考えております。しかしながら、これはぜひとも

解決しなければならない問題でございますので、

地元の公共団体あるいは病院等関係者の協力を得

まして十分な体制をつくりたいというふうに考

えております。開業まであとまだ二年ございます。

この法律が成立をいたしました後に直ちに準備に

からせまして、時間をかけて努力させていく所

なりたいと考えております。

○飯島政府委員 今回の施設に入つていただく対

存でございます。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでございますが、

センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

まいりたいと考えております。なお、国も必要な助成を行うなどいたしまして、経営基盤の確立に

努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 施設の開業は五十八年度からとい

うことになつてゐるわけであります。それまでの間、

間違なく要員の確保ができるめどがついている

のかどうなのか、これがまず一つであります。

そして、この療護施設そのものの経営基盤につ

いても、現在の運用益がかなりあるといつても、

この施設にすべてをつき込むことはできないはず

でありますので、経営基盤の確立といふ問題につ

いても十分な成算があるのかどうなのか。この二

点について御答弁願います。

○飯島政府委員 お答え願いたいと考えております。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでござ

りますが、センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

まいりたいと考えております。なお、国も必要な助成を行うなどいたしまして、経営基盤の確立に

努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 この施設ができたとして、その入所

者を決める場合、単なる障害度だけでなく被害

者の生活実態あるいは困窮度というものを十分に

参考にしあるとおり最大の問題であるというふうに

考えております。しかしながら、これはぜひとも

解決しなければならない問題でございますので、

地元の公共団体あるいは病院等関係者の協力を得

まして十分な体制をつくりたいというふうに考

えております。開業まであとまだ二年ございます。

この法律が成立をいたしました後に直ちに準備に

からせまして、時間をかけて努力させていく所

なりたいと考えております。

○飯島政府委員 お答え願いたいと考えております。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでござ

りますが、センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

まいりたいと考えております。なお、国も必要な助成を行うなどいたしまして、経営基盤の確立に

努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 この施設ができたとして、その入所

者を決める場合、単なる障害度だけでなく被害

者の生活実態あるいは困窮度というものを十分に

参考にしあるとおり最大の問題であるというふうに

考えております。しかしながら、これはぜひとも

解決しなければならない問題でございますので、

地元の公共団体あるいは病院等関係者の協力を得

まして十分な体制をつくりたいというふうに考

えております。開業まであとまだ二年ございます。

この法律が成立をいたしました後に直ちに準備に

からせまして、時間をかけて努力させていく所

なりたいと考えております。

○飯島政府委員 お答え願いたいと考えております。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでござ

りますが、センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

まいりたいと考えております。なお、国も必要な助成を行うなどいたしまして、経営基盤の確立に

努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 この施設ができたとして、その入所

者を決める場合、単なる障害度だけでなく被害

者の生活実態あるいは困窮度というものを十分に

参考にしあるとおり最大の問題であるというふうに

考えております。しかしながら、これはぜひとも

解決しなければならない問題でございますので、

地元の公共団体あるいは病院等関係者の協力を得

まして十分な体制をつくりたいというふうに考

えております。開業まであとまだ二年ございます。

この法律が成立をいたしました後に直ちに準備に

からせまして、時間をかけて努力させていく所

なりたいと考えております。

○飯島政府委員 お答え願いたいと考えております。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでござ

りますが、センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

まいりたいと考えております。なお、国も必要な助成を行うなどいたしまして、経営基盤の確立に

努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 この施設ができたとして、その入所

者を決める場合、単なる障害度だけでなく被害

者の生活実態あるいは困窮度というものを十分に

参考にしあるとおり最大の問題であるというふうに

考えております。しかしながら、これはぜひとも

解決しなければならない問題でございますので、

地元の公共団体あるいは病院等関係者の協力を得

まして十分な体制をつくりたいというふうに考

えております。開業まであとまだ二年ございます。

この法律が成立をいたしました後に直ちに準備に

からせまして、時間をかけて努力させていく所

なりたいと考えております。

○飯島政府委員 お答え願いたいと考えております。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでござ

りますが、センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

まいりたいと考えております。なお、国も必要な助成を行うなどいたしまして、経営基盤の確立に

努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 この施設ができたとして、その入所

者を決める場合、単なる障害度だけでなく被害

者の生活実態あるいは困窮度というものを十分に

参考にしあるとおり最大の問題であるというふうに

考えております。しかしながら、これはぜひとも

解決しなければならない問題でございますので、

地元の公共団体あるいは病院等関係者の協力を得

まして十分な体制をつくりたいというふうに考

えております。開業まであとまだ二年ございます。

この法律が成立をいたしました後に直ちに準備に

からせまして、時間をかけて努力させていく所

なりたいと考えております。

○飯島政府委員 お答え願いたいと考えております。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでござ

りますが、センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

まいりたいと考えております。なお、国も必要な助成を行うなどいたしまして、経営基盤の確立に

努めてまいりたいと考えております。

○永井委員 この施設ができたとして、その入所

者を決める場合、単なる障害度だけでなく被害

者の生活実態あるいは困窮度というものを十分に

参考にしあるとおり最大の問題であるというふうに

考えております。しかしながら、これはぜひとも

解決しなければならない問題でございますので、

地元の公共団体あるいは病院等関係者の協力を得

まして十分な体制をつくりたいというふうに考

えております。開業まであとまだ二年ございます。

この法律が成立をいたしました後に直ちに準備に

からせまして、時間をかけて努力させていく所

なりたいと考えております。

○飯島政府委員 お答え願いたいと考えております。

○柳沢説明員 それから、施設の運営についてでござ

りますが、センターに対しまして、入所者に対する適切な治

療及び養護を確保しながら、かつ一方で財政基盤

の確立について最大限の努力をするよう指導して

<p

象者につきましては、まだ具体的な基準を最終的に詰めていないのでございますが、大体の考え方といたしましては、入所希望者からの予約制をとりまして、家族の介護労働力の状況、経済的負担力等を考えながら、困難度の高い者を優先するなど、公正な方法によって選定することにいたしましたとお答えしております。

なま
再三申し上げておりますようにモテアル
事業として関東地区に整備するということでござ
いますが、人所者の家族との地理的関係も相当重
要な要素になりますので、原則としては関東地区
在住者を中心として考へざるを得ないのではないか
か。ただ、先生のいまのお話もございますので、
今後の参考にさせていただきたいと考えております
す。

○永井委員　家族との関係で、施設が設置される地域中心にというお答えであります、私はそれはおかしいと思うのですね。モデルケースとして対応する以上、それがうまくいけば、運輸省のお考

○永井委員 いまも言われておりましたが、この施設の入所は五十名程度ということなんですね。大多数の障害者が、結果としてはこの施設の関係から見ると取り残されるということになつてまいります。したがつて、全国的規模の施設の整備というものがいま現在見通しが立つてないわゆる不明確な現状において、新しくできる施設に入所する者に準じて治療、介護が行われるということ

てですが、運輸省の試算によれば、平年度の運賃費が四億五千九百万円ということになつておりますが、「万」この自賠責の保険収支が赤字になつて、それが増大していくことがあっても、この施設の運営が結果として保険料の値上げにつながらないように万全の措置を講ずるべきだと私は考えるのあります。この前の委員会の中でも、運輸大臣は、交通事故の発生が飛躍的に上がれば別だが、今後の自賠責の保険の収支を考えてみても、保険料にはね返ることは当分ないと思う、このように答弁されておるのであります。この保険料ということを考えました場合、再度ここで確認しておきたいのであります、が、保険料の値上げにつながらないよう万全の措置を講じてもらいたい、こう思うのでありますが、その決意をお伺いいたしました。

お答えをいただきたいと思います。
○飯島政府委員 今回つくろうとします療護施設は、全く他に例を見ない施設でございまして、モデル事業として五十名収容の施設をつくろうという構想でございます。確かに本施設に入所できないう多數の重度後遺障害者が残ることは事実でございますが、先ほど申し上げましたように、これらの方々につきましては、当面は現在行つております介護料の支給を中心として救済対策を進めてまいりたいと考えております。なお、モデル事業の成果を見ながら、今後の方針については検討をしてまいりたいと考えております。

なお、この施設で得られます資料は、今後の重度意識障害者の治療技術の向上に有益なものが有ると考えられますので、できるだけこれを役立たせる方向で検討してまいりたいと思います。なお、結果等が出来ました場合には、適当な機会にこの委員会にも報告させていただきたいと考えております。

次にリハビリの問題でございますが、この施設におきましては、いわゆる初期のリハビリと申しますが、関節の拘縮、褥瘡等の防止のための四肢の他動運動等の初期リハビリは行うこととしたとしておりますけれども、患者が本格的なリハビリテーションを必要とする場合には、他のそういうた専門の施設等へ移つていただくことも考えていただかなければならぬと思っております。

○永井委員 そのリハビリを、本格的に必要な場合は他の部門に委託するということであります

はい今までの質問の中にも出てまいつております。したがつて、そういう治療、養護の実績などについて当委員会にも報告をしてもらう、そしてその実績を見ながらそういうリハビリの部門も設置をすることなどを含めて、これから検討、対応していくというふうにしてもらえないかと思ふのであります。どうでござりますか。

○飯島政府委員 先ほどから申し上げておりますように、今回整備します療護施設はわが国でも初めての施設でござります。したがいまして、その運営につきましては、専門家なり関係省庁等の意見を十分聞きながら遗漏なきを期してまいりたいと存じます。

○永井委員 次に、自動車事故対策センターへの助成の問題であります。年々四十億、五十億というふうに上っているわけですね、大きな金額になつております。さらに、施設の運営によつてもその額は当然増大してくると思うのであります。が、最前も私申し上げたのであります。補助金の削減が大きな政策課題になつてゐる現在、どのようにこの助成という問題について長期展望を持つておられるのか、あるいはこの助成金を少なくしていくような立場でどのように節減、効率化を進めめるのか、基本的な考え方をお伺いいたしたいと思います。

○飯島政府委員 自動車事故対策センターの業務の性格上、なかなか受益者負担等の収入増を図るこということは困難な仕事が多うございます。したがいまして、基本的に助成に負うところが多い

○厚生省が本来具体的な指導についても協力をすべきだし、むしろ運輸省の方から率直にこの協力を求める態度があつていい、こう思うのであります。が、これはどうですか。

○塩川国務大臣 仰せのとおり、全く当然でござります。

○永井委員 厚生省、どうですか。

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

うに、私たちも十分にその趣旨を体しまして努力してまいります。

○永井委員 本事業はモデル事業として実施するということありますので、モデルとしてふさわしい、実効ある措置を講じてほしい、こう私は思うのであります。たとえば医学技術の向上に資することも大事であります。そうして、その実績によつては、この施設にもリハビリテーションの部門を併設することも十分検討に値することだ、これはいままでの質問の中にも出てまいつております。したがつて、そういう治療、養護の実績などについて当委員会にも報告をしてもらう、そしてその実績を見ながらそういうリハビリの部門も設置することなどを含めて、これから検討、対応していくというふうにしてもらえないかと思つてあります。どうぞざいますか。

○飯島政府委員 先ほどから申し上げておりますように、今回整備します療護施設はわが国でも初めての施設でござります。したがいまして、その運営につきましては、専門家なり関係省庁等の意見を十分聞きながら遗漏なきを期してまいりたいと考えております。

なお、この施設で得られます資料は、今後の重度意識障害者の治療技術の向上に有益なものがあると考えられますので、できるだけこれを役立てる方向で検討してまいりたいと思います。なお、結果等が出来ました場合には、適当な機会にこの委員会にも報告させていただきたいと考えております。

次にリハビリの問題でございますが、この施設におきましては、いわゆる初期のリハビリと申しますか、関節の拘縮、褥瘡等の防止のための四肢の他運動運動等の初期リハビリは行うこととしたしておりますけれども、患者が本格的なリハビリテーションを必要とする場合には、他のそういうたまごの専門の施設等へ移つていただきことも考えていましたがなければならぬと思つております。

○永井委員 そのリハビリを、本格的に必要な場合は他の部門に委託するということであります

○永井委員 次に、自動車事故対策センターへの助成の問題であります。年々四十億、五十億というふうに上っているわけですね、大きな金額になつております。さらに、施設の運営によつてもその額は当然増大してくると思うのであります。が、最前も私申し上げたのであります。補助金の削減が大きな政策課題になつてゐる現在、どのようにこの助成という問題について長期展望を持つておられるのか、あるいはこの助成金を少なくしていくような立場でどのように節減、効率化を進めめるのか、基本的な考え方をお伺いいたしたいと思います。

うに、私たちも十分にその趣旨を体しまして努力してまいります。

○永井委員 本事業はモデル事業として実施するということになりますので、モデルとしてふさわしい、実効ある措置を講じてほしい、こう私は思うのであります。たとえば医学技術の向上に資することも大事であります。そうして、その実績によつては、この施設にもりハビリテーションの部門を併設することも十分検討に値することだ、これは今までの質問の中にも出てまいりております。したがつて、そういう治療・養護の実績などについて当委員会にも報告をしてもらう、そしてその実績を見ながらそういうハビリの部門も設置することなどを含めて、これから検討、対応していくといふうにしてもらえないかと思ひます。

○飯島政府委員 先ほどから申し上げておりますように、今回整備します護養施設はわが国でも初めての施設でござります。したがいまして、その運営につきましては、専門家なり関係省庁等の意見を十分聞きながら遗漏なきを期してまいりたいときどきおつまよ。

○永井委員 厚生省、どうですか。

○水田説明員 今回運輸省でユニークな専門施設をおつくりいただきわけでございますので、私もとしてもぜひ成功していただきたいと考えておりますし、運輸省から各種の御相談なり御協力の要請があつた場合には、厚生省としても十分こたえてまいります。二つようこそおこころる次第でござります。

○厚生省 これが一つ目であります。二つ目であります。この次に、この施設の運営に当たつては、非常に恐縮でありますけれども、運輸省は本来医療についてはずぶの素人と言つてもいいわけですね。したがつて、この施設の運営をするに当たつては、厚生省が本来具体的な指導についても協力すべきだし、むしろ運輸省の方から率直にこの協力を求める態度があつていい、こう思うのであります。これはどうですか。

わけでございますが、原資は何といつても、先ほど大臣が申し上げましたように、自動車の保有者が拠出した貴重な保険料の運用益を財源としているものでございますので、今後ともその指導に当たりましては、合理化効率化を図ることによりまして、できる限り節減に努めるよう事故対策センターを指導してまいりたいと考えております。

○永井委員 大蔵省保険部長、お見えになつておりますね。保険部長にお伺いいたしますが、この自動車保険料率の改定問題でありますけれども、この前の質問で私は触れました、他の党の委員からも触れておられましたが、この料率算定会のメンバーにユーザーの代表が入つてない。私はそれではユーチャーの意見を反映させることができないと思うのであります、この保険料率の改定に当たっては、たとえば公聴会を義務化するとか広く関係者の意見を聴取するとか、この料率算定について民主的に具具体化をしてもらいたい、こう思つておられます。大蔵省、どうでござりますか。

○松尾説明員 前回もお答え申し上げましたよ

うに、これは自動車保険料に限らず、保険料全般を

通じまして、保険料決定というものが現在料率算

定会、自動車の場合は自動車料率算定会、その他

は損害保険料率算定会、そういうところでいろいろな計数、統計をもとに算定をいたしまして、そ

れを大蔵大臣が認可するというのが一番主流を占

めておるわけでございますが、このあたりにつき

ては損害保険審議会におきまして損害保

害保険料率算定会より中立性を保つと申しますが、各般の公正な意見が反映するようなこと並びに料率決定になつております。そうした議論を踏まえながら、この前もお答えしましたように、私どもとい

たしましては前向きに取り組んでいきたい、かよ

うでございますが、原資は何といつても、先ほ

うに考えておるところでございます。

○永井委員 交通事故に遭われた場合の被害者あ

るは不幸にして亡くなられた方の遺族、これらの方々の生活を保護していくかなくてはいけない、これが保険の一番基本的な精神だと思うのであり

ますが、この損害賠償の機能をそういう意味では

より強化する必要がある。したがつて、支払い基

準の限度額も当然全体的に引き上げる、そうして

私はしていくべきだと考えます。したがつて、

被害者の保護が具体的に充実をされる、このよう

に私はしていくべきだと考えます。したがつて、

この支払い基準の問題についてこれからも積極的

に対応してもらいたいと想つてあります。たと

えば任意保険で言いますと損保関係と共済関係、

このでは内容的に差があるわけですね。もちろん

料率の関係も必ずしも同一とは言えませんけれども、しかし少なくともこういう保険による補償と

いう問題については国が支払い基準については統

一するぐらいのことをやつていいのではないか、

こう考えるのであります。これはどうでござい

ましようか。

○松尾説明員 支払い基準を物価動向その他実態に即して見直しをしていくということは御指摘のとおりでございまして、先ほど運輸大臣から御答弁ございましたように、自賠責保険につきまして支払い限度額の改定をいたしましたが、同様に任意保険についても改定をいたしております。

御質問は、共済と損保というものが内容に違ひがあるではないか、これを統一するのが望ましいのではないかという御意見でございますが、被害者サイドで考えますと、損害保険に入つておる人が加害者であった場合といいろいろな共済に入つておられる方が、本來、自動車事故であれ何であれ、そういう重傷後遺障害にならっている方々、こういう人たちを救済するのが各省庁ごとの対応であります。あくまでもこれは国全体が一元化のもとでそういう人たちの治療あるいは養護といふものに当たるべきであるし、そうしてその家族や御遺族の方々の生活を守つていくためにこの保険というものがより機能を充実しなくてはいけない、こう考えますので、ひとつ当委員会の今までの経過も踏まえながら、政府として全体的な対応をさらに強めてもらうということを強く要望いたしました、私の方からの質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○斎藤委員長 これより討論に入ります。

○斎藤委員長 討論の申し出がありますので、順次これを許し

ます。林大幹君。

○林(大)委員 私は、自由民主党、公明党・国民

会議・民社党・国民連合及び新自由クラブの四党を代表いたしまして、自動車事故対策センター法の一部を改正する法律案に賛成の意を表したいと存じます。

わが国における自動車事故の発生件数は、昭和四十年をピークとして減少の一途をたどつてお

りましたが、近年に至り再び増加の兆しを見せ始

ました。たしましてはほかの共済制度というものについてもお考えであると存しますけれども、私ども

直接詳しく存じませんし、またその内容に立ち入る立場でございませんので、お考えは大変ごもつ

ともお考えであると存しますけれども、私どもお考えであります。したがつて、はほかの共済制度とい

るものについてもお考えであります。したがつて、

直接詳しく述べませんし、またその内容に立ち入る立場でございませんので、お考えは大変ごもつ

ともお考えであると存しますけれども、私どもお考えであります。したがつて、はほかの共済制度とい

るものについてもお考えであります。したがつて、

直接詳しく述べませんし、またその内容に立ち入る立場でございませんので、お考えは大

○斎藤委員長 起立総員。よつて、本動議の「」と
く附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますの
で、これを許します。塩川運輸大臣。

○塩川國務大臣 ただいま自動車事故対策センタ
ー法の一部を改正する法律案につきまして、慎重
御審議の結果、御可決いただき、まことにありが
とうございました。

また、附帯決議につきましては、政府といたし
ましてその趣旨を十分に尊重し、努力してまいる
所存でございます。どうもありがとうございます。

○斎藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十三分散会

○斎藤委員長 なお、ただいま議決いたしました
本案の委員会報告書の作成につきましては、委員
長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

○斎藤委員長 この際、参考人出席要求に関する
件についてお諮りいたします。
交通安全対策に関する件、特に自動車保険に関
する問題について、参考人の出席を求め、その意
見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありま
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○斎藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、
さよう決しました。

なお、参考人の出席日時、人選等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

第二類第五号

交通安全対策特別委員会議録第九号

昭和五十六年五月七日

昭和五十六年五月十四日印刷

昭和五十六年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W